

1 開催日時等

- (1) 日時：令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 2 時～午後 3 時 20 分
- (2) 場所：郡山市役所 西庁舎 5 階 5－2 会議室

2 出席者

(1) 委員

仙頭 紀明（日本大学工学部 教授）【座長】
稲村 健太郎（福島大学 教授）
古川 寛（古川税理士事務所 税理士）
町田 敦（弁護士法人町田法律事務所 弁護士）

(2) 事務局及び発注所属

・市事務局

財務部長、財務部次長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、同課契約管理係長、同課同係主査

・市上下水道局事務局

上下水道局長、上下水道局総務課長、同課長補佐兼契約係長、同課同係主査

・市発注所属

建設構想部道路保全課長補佐、同課維持管理係長
建設構想部次長兼建築課長、同課設備係長
建設交通部河川課河川管理係長、同課同係主任

・市上下水道局発注所属

下水道保全課長補佐兼設備維持係長、同課管路維持係長

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・仙頭座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料 1－1～1－3 に（P. 1～7）に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局総務課長から上下水道局資料 1－1～1－4（P. 41～44）に沿って説明
- ・仙頭座長が、抽出委員である古川委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・古川委員から、市資料 2－1（P. 8）及び上下水道局資料 2－1（P. 45）に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市－12：応札者が多く、有効率が比較的低かったことに加え、くじにより決定していたため。

市－48：落札率が高く、有効率が比較的低かったため。

指名競争入札

市－84：有効率が比較的低く、くじにより決定していたため。

市－146：落札率が高く、有効率が比較的低かったため。

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水－15：有効率が比較的低く、くじにより決定していたため。

指名競争入札

水－34：くじにより決定していたため。

随意契約

水－42：対象案件の中で最も契約金額が高かったため。

・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

＜各案件に係る質疑応答＞

・制限付一般競争入札

市－12 （ゼロ市債）鶴見担三丁目2号線 側溝工事
（市資料2－2、P.9）

【町田委員】

72者入札に参加しているが、ほかの工事の入札と比べるとかなり多いように感じられる。これは工事の性質によるものなのか、それとも時期的なものなのか。

【契約検査課工事契約係長】

郡山市の入札参加可能業者のうち、今回のとび・土工・コンクリート工事の業者数がもともと多い。そのため、制限付一般競争入札でとび・土工・コンクリートは基本的に50者以上の応札者が常に出ている。

【稲村委員】

今回の案件は最低制限価格未満の入札が多いようだがその理由について何か原因があるのか。

【契約検査課工事契約係長】

基本的に最低制限価格の設定自体は国の基準に準拠して定めている。そこに本市では非公表だが調整を加えている。調整を加えることによって国の基準より若干高めになっているので、最低制限価格よりも低い業者が多いのではないかと考えられる。

【町田委員】

先ほどの意見と関係するが、今回49者、70％近くの業者が最低制限価格未満の金額を設定しており、市の最低制限価格より低い価格で施工できる業者が相当数存在したのではないかと考えるが、その点について市としての評価は。

【契約検査課工事契約係長】

最低制限価格の設定はダンピング防止のため。最低制限価格を下回ると品質確保も問題となるので、やむを得ないとする。

【町田委員】

国の基準に調整率を若干上乘せして少し高くなっているということだが、国の基準そのままでは問題があるのか。

【契約検査課工事契約係長】

国の公表されている基準は基本的に直接工事費や一般管理費に一定のパーセントをかけて算出した数値になっている。単価は出していないが、設計図書自体で積算はかなりできるため、

最低制限価格を国の基準に応じて設定すると、札入れの額がみな同じになり、すべてくじになってしまう可能性もある。それを避けるためにも、調整は必要と考えている。

【古川委員】

先ほどの話の中で調整というのがあったが、このところの資材や燃料、人件費の上昇部分も含めて考慮されているのか。

【契約検査課工事契約係長】

物価上昇等に関してはあくまでスライド条項での適用となるもので、最低制限価格には対応していない。

【古川委員】

無効が2件あり、公告により無効との事だが、具体的にどういうことか。

【契約検査課工事契約係長】

無効については共通公告に記載がある。同一業者が同じ日に制限付一般競争入札を行う場合に、一つ目の工事で落札予定者になると次の札入れの時に無効としている。

【古川委員】

それは業者も分かっているのか。

【契約検査課工事契約係長】

分かっている。

・制限付一般競争入札

市－48 屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立行徳小学校屋内運動場電気設備工事
(市資料2－3、P.26)

【町田委員】

入札の仕組みについて。今回再入札となっているが、1回目の入札で他社がどのくらいの金額で入札をしたか業者は分かるのか。

【契約検査課工事契約係長】

例えば最低制限価格未滿になった場合は、最低制限価格に一番近い金額について周知している。予定価格を超えている場合は予定価格に一番近い金額を周知している。それ以外の金額は出していない。

【稲村委員】

見積りの段階で辞退している業者がいるが、辞退理由は分かるのか。

【契約検査課工事契約係長】

本市の工事は全て電子入札で発注を行っているが、電子入札システムで辞退理由の入力は必須ではないので、基本的に分からない。

【町田委員】

先ほどの案件もそうだが、最終的にくじで決定している。電子くじの仕組みについて教えてほしい。

【契約検査課工事契約係長】

電子くじについて説明

【古川委員】

この工事は1回目の入札から落札価格が15%くらい落ちている。業者がだいぶ高く見積もっていたように感じるが、乖離の原因について説明しているのか。

【契約検査課長】

入札年月日が本年5月28日で行っている案件であり、屋内運動場の電気設備工事というところで、電気の配線等の調達が中東関係も含めて厳しい時期だったのではないかと推測している。入札結果も1回目2回目どちらも予定価格超過と高めの数字が出ているので、全体的にこの業種は資材の高騰も含めて設計に若干影響はあったのではないかと推測している。

・指名競争入札

市－84 河川維持（浚渫）工事 （準用河川照内川）
（市資料2－4、P.37）

【町田委員】

指名業者を選定した理由が記載されているが、工事内容や施工場所、施工実績、技術者数等の要素を含めての客観的な基準をもって選定しているのか。

【契約検査課工事契約係長】

指名競争入札の業者指名については要綱があり、地域要件や技術者要件を勘案するように定めている。要綱に基づいて発注部局で業者を選定し、契約検査課で再度確認をしたうえで発注している。

【町田委員】

要綱があって対象となる業者はある程度出てくると思うが、その中で契約検査課が絞り込む選定基準はあるのか。

【契約検査課工事契約係長】

まず発注部局の方で選定し、その選定の中身を確認するというのを契約検査課で行っている。発注にあたっては、要綱の中で、例えばとび・土工・コンクリートで、今回の工事だと500万円未満なので業者のランクがB C Dの中から選出するというのがまず条件となる。そこに地域、技術者、これまでの工事実績等を勘案したうえでB C Dの中から、今回でいえば10者を選定している。

【契約検査課長】

等級のほかに施工場所の地域性、やはり近隣の事業者を中心に選定をして、過去の実績や金額要件の事業者数を含めて総合的に判断して選定している。

【仙頭座長】

規模の大きい会社、小さい会社が混在しているようだが、今回は工事の性質上、小さい会社でもできるということによいか。

【建設交通部河川課河川管理係主任】

今回の工事内容だが、河川課で管理している川の土砂を撤去する内容となっている。通常のバックホウの操作やダンプトラックでの運搬ができる業者であれば作業内容は問題ない。

【古川委員】

先ほど近隣の事業者を選定するという話があったが、今回は、最終的に湖南の業者がとっている。たまたまかとは思いますが。あとは、くじになって同じ金額での入札があったということだが、今回は積算が色々難しい部分があったのかと推測される。これは質問というより意見ということで。

【町田委員】

今回指名競争入札で選定した10者のうち1者辞退となっているが、辞退理由は把握しているのか。

【契約検査課工事契約係長】

指名競争入札についても辞退理由の入力は必須ではないので、把握していない。

・指名競争入札

市－146 通学路安全対策事業 八山田四丁目1号線 歩道設置工事
(市資料2－5、P.39)

【稲村委員】

業者の選定理由だが、今回の工事は難易度が高いという理由でC等級の業者は入っていないのか。

【建設構想部道路保全課長補佐】

資料2－5に今回の指名の内容が書いてあるが、対象としてA等級91者、B等級71者、C等級19者のうち、工事内容や施工場所、施工実績等を勘案して、A等級8者、B等級2社を選定した。今回の工事に関しては、道路構造物で一般的に使われるような構造物を使う工事ではあるが、施工する場所が市が管理する照内川の堤防敷内に歩道を新設するという工事のため、場所としては、ほかの工事とは違う要素がある。そのため、A等級B等級という会社が選定されている。

【古川委員】

位置図を確認すると近くに小中学校があるが、今回の工事は市民の安全性確保や市民からの要望など何か理由があったのか。

【建設構想部道路保全課長補佐】

今回の通学路安全対策事業は国の交付金事業であり、国交省が関係者と毎年点検を行い対策箇所を選定し、国・県・市・警察それぞれが対策している。今回の案件は行健第二小、明健小中からの要望を受けている。

【仙頭座長】

国の補助率はどのくらいか。

【建設構想部道路保全課長補佐】

55%くらい。残りは起債を充当しながら進めている。

・制限付一般競争入札

水－15 下水道管理センター基礎杭撤去工事
(上下水資料2－2、P.46)

【仙頭座長】

工事内容については、大きい空間を取って杭を抜くものか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

おっしゃるとおり外側を掘り大きい穴を開けて9mの杭を引き抜く工事である。

【仙頭座長】

空いた穴はどうするのか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

空いた穴は山砂や川砂、碎石等で埋め戻す。

【仙頭座長】

専門の機械を使うと思うが、受注者が所持している必要はあるか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

受注者が所持している必要はなく、下請業者が入ってくるようになる。

【古川委員】

落札金額は5,500万円代で横並びのような入札結果だが、参加者としては金額が読みやすい工事なのか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

読み取りやすい金額となっている。

【古川委員】

若干の調整率を掛けながら入札したということか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

参加者は最低制限価格を狙ってきていると思う。

【仙頭座長】

専門の機械を使う業者に下請けを依頼するということで、おおよその金額が読めるということか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

はい。

【稲村委員】

金額が読みやすい、調整率があるということであるが、今回の落札者は最低制限価格と同額で落札している。その理由についてどのように考えているか。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

設計金額が把握できれば、先ほど工事契約係長からも説明があったとおり国の基準に準拠しているので、最低ラインがぴったりわかる。先ほどのお話いただいた通り、調整率の読みあいの中で、過去の類似的な工事の実績を見てそれを予測した結果、たまたまぴったりとなったものと分析している。

【町田委員】

調整率は工種や現場で変えているのか。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

調整の仕方については非公表であるが、工種や現場等で変えている訳ではなく、一定の考えで設定している。

【仙頭座長】

入札とは直接関係ないが、この土地は杭を抜いて更地にしてその後どのように利用するのか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

別な箇所で杭を抜く工事を予定しており、その現場が現在駐車場として貸していることから、その代替地として活用し、その後のことは未定である。

・指名競争入札

水－34 マンホール蓋改築工事（雨水幹線）
（上下水資料2－3、P.60）

【町田委員】

指名競争入札で7者選定しているが、A等級以外のB等級が中心に選定されている理由は。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

工事内容についてはどの業者でも施工可能な内容であったので、局発注工事の受注実績のある業者から選定した。

【古川委員】

支払いも終わっていて完全に終わっているのか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

標準の金額で工期を取っているので、長めには取っている。

【古川委員】

工期は令和8年6月から令和8年10月となっているが工事の施工箇所は多いのか。

【上下水道局下水道保全課管路維持係長】

点在はしているが、施工箇所は5か所。工事自体が重機を使う工事ではなくほぼ人力で行う工事のため1日2個くらいずつ施工可能。工期はこの期間取っているが、もう終わっている。

・ 随意契約

水-42 小泉No.2マンホールポンプ場汚水ポンプ更新工事
(上下水資料2-4、P.62)

【町田委員】

汚水ポンプの経年劣化が原因で、緊急性があったということであるが、定期点検はしていなかったのか。また、定期点検で劣化は把握できていなかったか。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

このポンプ場は2カ月に1回定期点検を実施しているが、点検時には異常は見えなかった。実際の運転中に満水警報が頻発していて、流量吐出量を調査したところ、吐出が出ていないということで緊急に工事を実施した。

【町田委員】

この件に関連して、このポンプは使用開始から何年経過しているのか。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

このポンプは令和4年に一度更新をしているが、このポンプは一番汚水が最後に集まって処理場へ送るポンプであり、更に高低差が20メートルで砂等が多い場合は摩耗が激しく、予想より早い、排出の能力が低下していた。

【町田委員】

想定していた耐用年数より早いということか。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

そのように感じていた。

【町田委員】

今回は随意契約であるが予定価格を設定している。他の業者から見積もりを取って設定したのか。どのように設定したのか。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

今回の工事はほぼ8割がポンプ機器費であるが、受注業者から見積もりを取ってその価格を採用した。

【稲村委員】

先ほど、随意契約をした業者については公共マンホールポンプ場の維持管理の受託業者で、修繕実績があるということで選ばれたということだが、同じように保守業務をしていて、修繕実績がある業者は今回の受注者以外にはいないということか。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

この小泉地区を実際に維持管理している業者がこの受注業者なので、運転操作にも慣れ、状況も分かっているために適切であると判断した。

【古川委員】

工期はあるが、すぐ工事を行ったのか。

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

実際には、製品の納期に6ヶ月かかることから早急に発注しなければならないので緊急工事として発注した。

【仙頭座長】

6カ月かかるということだが、その間はどのように対応したのか？

【下水道保全課長補佐兼設備維持係長】

その間は予備のポンプを使ったりして、汚水が溢れないような運転に努めた。

(2) 指名停止措置状況について

＜審議概要＞

- ・仙頭座長が、事務局へ指名停止措置状況に関する説明を求めた。
- ・市事務局：はじめに契約検査課契約管理係長から本年4月1日より改正となった「郡山市競争入札に係る指名停止等措置要綱運用基準」について説明。その後契約検査課長から市資料3（P.64～71）に沿って説明
- ・改正内容に関し、委員から質問があり、事務局において回答
(市資料3、P.64～71)

【仙頭座長】

今年度から指名停止措置の基準が変わった件について。下限が変わったとの事だが、基準の見直しによって今回の報告案件はどのようになるのか。

【契約検査課契約管理係長】

令和5～7年度の実績だが、下限を設定したことにより、物損については16件から0件、人身事故については18件から11件となる。

(3) その他

- ・特になし

4 その他

- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、次回開催日程について来年２月頃を予定している旨の説明があった。

5 閉会